

～お母さんと赤ちゃんの健康をまもり、安心して出産を迎えるために～

妊婦健康診査費助成事業のご案内

妊婦健康診査費助成

助成対象者	妊婦健康診査受診時に芦屋市内に住民票のある妊婦の方
助成額と助成回数	助成上限額 106,000 円 ・助成券 14 枚（受診 1 回あたり 5,000 円を上限） ・助成補助券 14 枚（助成券と共に何枚でも使用可能） 券種； 1 枚（1 枚あたり 10,000 円を上限） 13 枚（1 枚あたり 2,000 円を上限） *助成補助券のみでは使用できません。
助成項目	定期検査（子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿検査、体重）、妊娠初期検査、超音波検査、血液検査（血算、血糖等）、B型溶血性レンサ球菌（GBS）、HTLV-1 抗体検査、その他医師が必要と認めた検査
助成対象外の項目	保険診療の自己負担分、妊娠反応検査、予防接種費用、胎児検査費用、文書料、投薬料、医学管理料、入院費、分娩料、出産後の健診、DVD・腹帯・コルセット等購入費、ヨガ・母親学級など妊婦健康診査ではないもの
健診場所	産科または婦人科の医療機関等 （病院、診療所、助産所）

■ 助成方法

○ 助成券・助成補助券による助成

（県内助成券協力医療機関で受診する場合）

- ・ 助成券・助成補助券を医療機関等へ提出してください。1 回の健診につき助成券は 1 枚使用できます。助成補助券は助成券と共に何枚でも使用することができます。ただし、妊娠判定検査やエコー検査のみでの使用はできません。
- ・ 健診費用が額面を超える場合は、その差額は自己負担になります。
- ・ 助成券・助成補助券を紛失・破棄された場合、再交付はいたしかねます。
- ・ 兵庫県内であっても、助成券・助成補助券を使用できない医療機関・助産所がありますので、あらかじめ医療機関等にご確認ください。

○ 還付による助成

（県外など助成券・助成補助券が使用できない医療機関等で受診する方や助成券・助成補助券を使用せずに受診の方、助成券・助成補助券交付前に妊婦健診を受診の方）

- ・ 健診費用を現金で医療機関等へお支払いいただき、領収書、明細書を保管してください。
- ・ 助成券・助成補助券の交付を受けた方は未使用の助成券・助成補助券の返却枚数による助成限度額を上限に、指定口座への振込みにより還付します。
- ・ 当該妊娠による出産後 1 年以内にご請求ください。
- ・ 毎月末締め処理により翌月末に指定の口座へ振込みいたします。

裏面もご確認ください。

■ 申請方法

○ 助成券・助成補助券交付の申請方法

妊娠届出（母子健康手帳交付）時に、妊婦健康診査費助成申請書に必要事項をご記入の上、保健センターへ申請してください。

なお、他市区町村から転入され、すでに前市区町村で妊娠の届出を済まされている方は、母子健康手帳を確認し、14回から転入前の受診回数を差引いた回数分の助成券と妊娠週数に応じた助成補助券を発行しますので、保健センター窓口で申請してください。

○ 還付による助成の請求方法

最終の妊婦健診を受診後、保健センターに請求してください。原則として出産後の一括請求をお願いしています。市外転出や経済的理由のある方はご相談ください。

助成金の確定通知は送付しませんので、通帳の記帳などをご確認ください。

※ 助成券による助成と還付による助成を併用する場合は、合計で最大14回の助成となります。

還付による請求のときに必要なもの

- 未使用の助成券・助成補助券(助成券・助成補助券の交付を受けた方)
- 妊婦健康診査費助成金請求書（押印と振込口座の記入が必要です）
- 医療機関等発行の領収書、明細書（原本）
（※1枚の健診費用が償還額を超える領収書についてはご希望により受付印押印のうえ原本はお返しします～郵送での請求の場合は返信用封筒同封必要）
- 母子健康手帳（郵送の場合は手帳の表紙と妊娠中の経過欄のコピーを同封）

■ その他

- ・ 芦屋市への転入前もしくは市外へ転出された後は、本市の助成対象とはなりません。
- ・ 他市区町村発行の受診券や請求書は、本市では使用できません。

☆ 芦屋市では、妊婦の方々にご出産までの生活を健やかに過ごしていただくために、保健センターで保健師や助産師、管理栄養士による健康や育児についての相談も行っています。お気軽に声をおかけください。

【お問合せ先】 芦屋市保健センター（芦屋市こども・健康部健康課）

〒659-0051 芦屋市呉川町14-9

TEL 0797-31-1586 FAX 0797-31-1018

（電話番号をお確かめの上、おかけ間違いのないようお願いいたします。）

月曜日から金曜日(祝日・年末年始除く) 午前9時～午後5時30分